

愛西市学校給食センター調理等業務包括委託プロポーザル
募集要項等のその他部分に関する質問書の回答

No	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	細項目	細細項目	題目	質問内容	回答
1	募集要項	16	第5	2	(4)			提案上限額	提案上限額に関して、昨今の物価や人件費等の上昇を考慮すると、非常に厳しい金額が設定されており、各業務の見積合計を上限金額以下に抑えることが難しい状況です。このため、募集要項において、受注者負担とされている光熱水を貴市の負担に変更していただけないでしょうか。	要求水準書19頁(4)光熱水費の取扱、要求水準書64～65頁経費負担区分に示すとおり、光熱水費は事業者の負担とします。
2	要求水準書	4	第2	4	(3)				「本施設に不具合が発生した場合及び事故などの緊急事態、明らかに発生が予測される場合等は、あらかじめ定めた業務時間以外であっても適切に市に協力し対応すること」と記載されていますが、具体的にどのようなケースを想定されているかご教示ください。また、時間外対応にて発生した費用は、委託金額には含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	緊急対応としては、施設設備の突発的な故障、災害発生時の安全確認、給食提供に影響を及ぼす事故等を想定しています。なお、契約書(案)第14条第3項に基づき、市の責めに帰すべき事由に基づく場合又は本契約で別途市が負担する旨定める場合を除き、事業者が実施すべき対応に係る費用は委託料に含むものとします。
3	要求水準書	10、11	第3	3	(2)	A)			「事業者は次表に示す業務責任者を常勤で配置し、業務を実施する。」と記載がありますが、維持管理企業の維持管理責任者や厨房設備企業の厨房機器点検責任者は常駐することがありませんので、文書に一部業務責任者は常勤から非常勤も可との内容へ変更をお願いします。	事業者が直接雇用する常勤の従業員を業務責任者として配置することを求めるものであり、本施設への常駐を求めるものではありません。
4	要求水準書	13	第3	4	D)				「従事者は、基準及びマニュアル等に従った衛生的な被服を着用すること。」と記載がありますが、この基準及びマニュアルは事業者にて作成する基準、マニュアルとの認識でよろしいですか。	要求水準書9頁に示す基準及びマニュアル等に従った被服を着用することとしています。
5	要求水準書	22	第3	14				消耗品等	配膳業務で使用する消耗品は事業者負担とありますが、立田地区の備品は現在市の負担です。次期事業では事業者負担に変更となるという理解でよろしいでしょうか。	配膳業務に係る備品の負担は、要求水準書49頁④その他に示すとおり、什器の調達は市が市が実施します。なお、配膳従事者用備品の準備は事業者の負担となります。
6	要求水準書	31	第4	(2)	A)	④	b)	○建築設備	「パイプ類は、錆の発生によるスケールの付着により水質を低下させることがあるので、定期的に点検を行い、必要に応じて清掃、保守又は交換等を行うこと。」と記載がありますが、定期点検や軽微な不具合の対応は可能ですが、不具合箇所に関係する経路の清掃、交換が必要になった場合は大規模な作業となるため、市の担当範囲としていただく事は可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
7	要求水準書	35	第4	(2)	c)	①			「建築物・建築設備等及び調理設備等において、市が定める更新・修繕の内容は以下のとおりである。なお、疑義が生じる場合は、市及び事業者の協議により決定するものとする。」 【表】建築物 軽微修繕／鳥獣・虫対策、ゴム、パッキン等の軽微修繕 と記載がありますが、専門業者を要する大規模な鳥獣・虫等の対策については市の範囲との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	要求水準書	35	第4	(2)	c)	①			【表】建築設備 空調設備／空調機のリブレース機の更新 及び設備更新・修繕工事に伴う天井の復旧 と記載がありますが、空調設備はエアコンのリブレース機更新のみが対象であり、給排気、熱交換型換気機器の更新費用は含んでいないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	要求水準書	35	第4	(2)	c)	①			【表】建築設備 給排水設備／各種ポンプ、各配管等 「給水ポンプ類1台、排水ポンプ類（飲料・トイレ）1台の更新及び修繕」と記載がありますが、複数あるポンプ類の内、契約期間に事業者側が修理・更新を行うポンプは「給水ポンプ類1台」「排水ポンプ類（飲料・トイレ）1台」のみとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	要求水準書	35	第4	(2)	c)	①			【表】建築設備 給排水設備／各種ポンプ、各配管等 「給水ポンプ類1台、排水ポンプ類（飲料・トイレ）1台の更新及び修繕」と記載がありますが、該当台数の修理及び更新後に、設備本体・主要部分が壊れた場合は市の費用負担にて修理をしていただけるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	要求水準書	35	第4	(2)	c)	①			【表】 建築設備：浄化槽・厨房排水設備 ポンプ、配管、計装類 「ポンプ、配管、計装類の修繕」と記載がありますが、配管は部分修理が事業者の業務で広範囲（長距離区間）となった場合は、大規模工事となるため市の業務範囲になるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、オーバーホール及び部品交換は事業者の業務範囲としますが、広範囲にわたる配管更新等の大規模工事は市が実施することを想定しています。ただし、事業者又は市のいずれが負担するかについては、工事内容等を踏まえ、協議により決定します。

No	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	細項目	細細項目	題目	質問内容	回答
12	要求水準書	35	第4	(2))	C)	①			【表】建築設備 建築設備：浄化槽・厨房排水設備 ポンプ、配管、計装類 「ポンプ、配管、計装類の修繕」と記載がありますが、部分修理が事業者の業務で、設備本体が壊れた場合は大規模工事となるため市の業務範囲になるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、オーバーホール及び部品交換は事業者の業務範囲としますが、広範囲にわたる配管更新等の大規模工事は市が実施することを想定しています。ただし、事業者又は市のいずれが負担するかについては、工事内容等を踏まえ、協議により決定します。
13	要求水準書	35	第4	(2))	C)	①			【表】 建築設備：熱源設備・給湯設備（エコキ ュート） 「計装（総合盤）、圧縮機2台の更新」との記載がありますが、契約期間中に4台中いずれか2台の圧縮機更新を事業者で行い、残り2台の圧縮機に不具合が発生した際は、市の費用負担にて修理をしていただけるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	要求水準書	35	第4	(2))	C)	①			【表】 建築設備：熱源設備・給湯設備（エコキュート）「計装（総合盤）、圧縮機2台の更新」との記載がありますが、圧縮機の残り2台と本体主要部分が壊れた場合は市の業務範囲になるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	要求水準書	35	第4	2	(2)	C)	①	更新・修繕業務	建築物、建築設備の更新・修繕時期は、事業者の提案になるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。更新・修繕時期は事業者提案を基本としますが、市との協議及び承認を要します。要求水準書35頁に定めている更新・修繕箇所に生じる損害は基本的には事業者の責となります。
16	要求水準書	35	第4	2	(2)	C)	①	更新・修繕業務	調理設備の更新時期に関しては、事業者の提案でよろしいでしょうか。更新する機器（例 電気式回転釜11台中6台更新）は、市及び事業者との協議との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。更新・修繕時期は事業者提案を基本としますが、市との協議及び承認を要します。要求水準書35頁に定めている更新・修繕箇所に生じる損害は基本的には事業者の責となります。
17	要求水準書	35	第4	2	(2)	C)	①	更新・修繕業務	調理備品の更新及び修繕の積算に伴い、品名・内訳等、教えていただけないでしょうか。	募集要項10頁に示す閲覧資料に示す修繕機器リスト及び令和7年度の修繕履歴にて、過去に行った調理備品の修繕の記録を確認できる資料を提供しています。上記閲覧資料に基づいて、調理備品の更新及び修繕の品名・内訳等を提案してください。
18	要求水準書	36	第4	(2))	D)				事務備品の保守管理業務において、「事業者の事務備品については、事業者自ら提案するものとするが、現事業者から引き継ぐ場合には、現事業者と協議すること。」とあります。この”事業者の事務備品”は市の備品シールが貼付されていない備品が該当するとの理解でよろしいでしょうか。	市の事務備品は、備品台帳により確認します。
19	要求水準書	46	第4	4	B)	①	4	給食配送 回収業務	立田地区配送については2トンロングトラックは進入出来ないと記載がありますが、立田中学校への2トンロングは進入は可能ですので変更お願い致します。	立田地区配送校を立田南部小学校及び立田北部小学校に修正します。
20	要求水準書	48	第4	3	(2)	C)	②	直接搬入 品の納入 時間等	ご飯、パン、麺の回収方法について配膳していない物は容器に入れたままにし、納入業者が回収とある。現在はセンター回収となっており残食計量をしているが、業者が回収し計量するように変更という理解でよろしいでしょうか。	配膳していないご飯、パン及び麺の残滓については、事業者が回収し、計量を含め適切に処理を行うこととします。 なお、詳細については、後日公表する募集要項等の修正箇所を示す新旧対照表をご参照ください。
21	要求水準書	64	第6	資料 経費 負担 区分	4			シャッ ター（内 部）	【表】「ゴム、電池交換、バッテリー交換を適切な時期で実施 事業者○」と記載がありますが、消耗品以外のシャッター本体、主要部品に関しては、市の費用負担にて修理をしていただけるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	要求水準書	65	第6	資料 経費 負担 区分	35			施設付 属消耗品 類	【表】「蛍光灯、殺菌灯等施設に付随した消耗品 事業者○」と記載がありますが、照明機器がLEDではなく蛍光灯の箇所がございましたら、お示しください。	照明機器はすべてLEDに換装済みです。
23	要求水準書	65	第6	資料 経費 負担 区分					自動ドア、エアシャワー、昇降機に関する経費負担区分がございませんが、点検以外の修理に関しては市の費用負担との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	要求水準書	65	第6	資料 経費 負担 区分					受変電設備、電気設備、太陽光設備に関する経費負担区分がございませんが、点検以外の修理に関しては市の費用負担との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	様式集	2	第4	1				作成方法	業務提案書において「所定の位置に市より通知された受付番号を記載すること」と記載されていますが、受付番号の通知時期をご教示ください。	令和8年9月16日までに、第1次審査通過者に対して受付番号を通知します。
26	様式集	2	第4	2	(1)			見積価格 に関する 提出書類	封筒の表書きについて、様式集に「愛西市学校給食センター調理等業務包括委託 見積価格に関する提出書類」および「第1次審査結果で通知された受付番号」を記載するよう指示がありますが、受付番号の通知時期をご教示ください。	令和8年9月16日までに、第1次審査通過者に対して受付番号を通知します。

No	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	細項目	細細項目	題目	質問内容	回答
27	様式 9								(年度別内訳)欄に関して、毎年度異なる金額を計上できるとの理解でよろしいでしょうか。（調整料金は、毎年度異なる金額になりますが、固定料金部分も毎年度異なる金額を計上できるとの理解でよろしいでしょうか。）	お見込みのとおりです。年度別内訳について、固定料金部分も各年度で異なる金額を計上することを可とします。ただし、初年度（令和9年度）の上限額は361,467,000円（税抜）とします。なお、提案書において事業者が固定料金を年度ごとに異なる金額とする場合、年度ごとの固定的な支出の計画・予定に見合うものとする必要があります。
28	様式 1 0								【見積価格内訳】の「計」に記載する金額は、【固定料金・調整料金】の「固定料金」「通常食調整料金(1クラス当たり)」「アレルギー食調整料金(1食当たり)」に記載する金額の合計と一致させる必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	「通常食調整料金(1クラス当たり)」「アレルギー食調整料金(1食当たり)」において、総額ではなく、調整料金の単価を記載いただくため、【固定料金・調整料金】の合計と【見積価格内訳】の合計は一致しません。
29	契約書（案）	4	第1章	第11条	2、3				「事業者は、本件業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせる場合には、当該第三者との間で取り交わす業務委託又は請負に関する契約（以下「第三者委託契約」という。）の締結予定日の14日前までに、市に対して、第三者委託契約の契約書案その他これに付随し、又は関連する契約及び文書全ての写し（以下「第三者委託契約書案等」という。）を提出して、市の承諾を得なければならない。第三者委託契約書案等の提出から第三者委託契約の締結までの間に、契約内容に重要な変更があった場合には、事業者は速やかに市に対し変更内容を通知する。市は、承諾を拒む合理的理由がない限り、提出を受けた日（契約内容の変更に関する通知があった場合には、かかる通知を受けた日）から7日以内に承諾を与えなければならない。市が承諾を与えた後に、契約内容の変更に関する通知があった場合には、事業者は変更内容についてあらためて市から承諾を得なければならない。事業者は、第三者委託契約が締結された場合には、市に対して、締結済みの第三者委託契約書その他これに付随し、又は関連する契約及び文書等をそれぞれ提出しなくてはならない。」と記載がありますが、提出書類の内容は、契約書ではなく、当該第三者の商号、所在地その他市が求める事項（委託期間と業務内容）を市に届け出るものとしていただけませんか。	契約書（案）に示したとおりとします。
30	契約書（案）	9	第3章	第24条	3				「事業者は、市から維持管理・運営業務の遂行状況について説明及び報告を求められた場合には、5日以内に、市に対して説明及び報告を行わなければならない。」と記載がありますが、期日は土・日・祝日を除く5営業日との認識でよろしいでしょうか。	「5日以内」という部分は「5営業日以内」の認識で問題ないです。契約書（案）を修正します。
31	契約書（案）	10	第3章	第25条	4				「給食センターからの提供食による食中毒等が原因で第三者に損害を与え、その事由のいかんを問わず当該第三者に対する関係で市又は事業者が法令に基づき損害賠償義務を負う場合には、当該損害については全て事業者がこれを賠償するものとし、市が当該第三者に対し損害金を支払い又は損害賠償義務等を負担したときは、事業者は市の帰責事由の存否を問わず市の請求によりこれを補償しなければならない。」と記載がありますが、賠償内容がすべて事業者負担となっております。この内容ですと事業者リスクが大きすぎるため、「募集要項 別紙1 リスク分担表のNo.11・12」に市と事業者それぞれのリスク内容が記載されておりますのでその内容を加味して、帰責者による損害賠償をする内容に変更していただきたいです。	契約書(案)第25条4項を以下のように変更します。 「給食センターからの提供食による食中毒等が原因で第三者に損害を与え、当該第三者に対する関係で市又は事業者が法令に基づき損害賠償義務を負う場合には、当該損害については全て事業者がこれを賠償するものとし、市が当該第三者に対し損害金を支払い又は損害賠償義務等を負担したときは、事業者は市の請求によりこれを補償しなければならない。ただし、第2項に基づく調査の結果、当該食中毒等が市の責に帰すべき事由によるものであることが客観的に明らかとなった場合はこの限りでない。」
32	契約書(案)	27	別紙 4	2	(2)	①		固定料金部分の算定方法	固定料金部分の算定方法に関して、「令和9年度から令和13年度に支払うサービス対価Bの合計額の20分の1に相当する額」とありますが、毎年度の固定料金は、事業者の提案とさせていただけないでしょうか。（各年度の支払は、事業者が提案する各年度の固定金額の4分の1に相当する額とする提案を認めていただけないでしょうか。	固定料金部分も各年度で異なる金額を計上することを可とします。契約協議にて、契約書（案）別紙4に示す固定料金部分の算出方法を協議します。
33	契約書（案）	30	別紙 4	4				サービス対価の改定及び変更	なお、サービス対価Bは、下記に示す基準変動率に基づき算定されていることから、当該基準変動率を踏まえた改定を行うものとする。との記載がございます。提案上限価格のうちサービス対価Bは各費用区分の年度予算に対して基準変動率のn乗（nは経過年度）を乗算して算出されているとの理解でよろしいでしょうか。	基準変動率は、1年あたりの価格の変動割合を示すものであり、価格算定にあたっては、初年度の価格を基準として各年度の経過年数に応じて累計した変動率を乗じるものとします。乗算ではなく、基準変動率のn倍（nは経過年度）を加えることとなります。 例：初年度を100円、基準変動率を年1％とした場合、2年目は100円に1％を加えた101円、3年目は初年度の100円に対して1％を2年分（2％）加えた102円とする。
34	契約書（案）	30	別紙 4	4				サービス対価の改定及び変更	価格の改定の有無の判断は毎年何月頃を予定されていますか。	毎年9月から10月頃を予定しています。
35	契約書（案）	30	別紙 4	4				サービス対価の改定及び変更	”表 各費用における基準変動率”に記載の各費用区分の基準変動率の算出方法（算定根拠）をご教示ください	各費用区分の改定に用いる指標における過去10年間の傾向を踏まえ、設定しています。

No	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	細項目	細細項目	題目	質問内容	回答
36	契約書（案）	30	別紙 4	4				サービス対価の改定及び変更	令和t年度のサービス対価Bは、前回改定時の指標と令和(t-1)年度の指標とを比較した変動率が、基準変動率から1.5%以上の変動があった場合、前回改定後の令和t年度のサービス対価Bに、前回改定時の指標と令和(t-1)年度の指標に基づいて設定した改定率（小数点以下第四位未満は切り捨てる。）を乗じて改定する。との記載がございます。基準変動率分は毎年価格改定していただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
37	契約書（案）	31	別紙 4	4				サービス対価の改定及び変更	支払い年度（t年度）における改定後料金は、次の算式に基づくものとする。 { (Qt/Qo) -1 } -基準変動率（%） ≥0.015 の場合、 （今回改定後の令和t年度のサービス対価B）＝（前回改定後の令和t年度のサービス対価B）× { (Qt/Qo) -基準変動率（%） } とあります。 計算式中に－基準変動率（%）とありますが、＋基準変動率（%）の誤植ではないでしょうか。	契約書（案）に示したとおりとします。
38	契約書（案）	31	別紙 4	4				サービス対価の改定及び変更	支払い年度（t年度）における改定後料金は、次の算式に基づくものとする。 { (Qt/Qo) -1 } -基準変動率（%） ≥0.015 の場合、 （今回改定後の令和t年度のサービス対価B）＝（前回改定後の令和t年度のサービス対価B）× { (Qt/Qo) -基準変動率（%） } とあります。 計算式中に－基準変動率（%）とありますが、－基準変動率（%）をした場合に業務によっては実態に即した価格改定が行われない可能性があります。その場合は協議していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、市と事業者で協議を行うものとします。
39	契約書（案）	36	別紙 5	1	3				「事業者は、原則として是正勧告を受けた日から3日以内に、当該不履行の改善方法及び改善を実行する期日等を記した計画書（以下「改善計画書」という。）を市に提出し、速やかに改善作業に取り掛かり、改善を実行する期日後速やかに、改善計画書に基づく対応状況を市に報告する。また、改善を実行する期日は、原則として改善計画書の提出日から5日以内とする。」と記載がありますが、期日は土・日・祝日を除く営業日との認識でよろしいでしょうか。	本条項の「3日以内」及び「5日以内」は営業日ではなく土・日・祝日を含む純粋な日数を意味します。ただし、市が求めた説明及び報告の内容に鑑み、3日、5日では不足すると見込まれる場合には、個別の対応として3日、5日を超える期間を許容することもありえます。